

令和 4 年 3 月 1 7 日 (第 1 5 日 目)

第 1 回 笠 松 町 議 会 定 例 会 議 案

(追 加 議 案)

目 次

- 第 25 号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 第 26 号議案 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について

第25号議案

笠松町部設置条例の一部を改正する条例について

笠松町部設置条例（平成12年笠松町条例第32号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年3月17日 提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町部設置条例の一部を改正する条例

第2条の表企画環境経済部の項中第11号を削り、同表建設部の項に次の1号を加える。

(6) 空家等対策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部改正)

2 笠松町空家等適正管理審議会設置条例（平成27年笠松町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画環境経済部」を「建設部」に改める。

第26号議案

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について

笠松町議会会議規則(昭和34年笠松町議会規則第1号)第13条の規定により、ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議を次のとおり提出するものとする。

令和4年3月17日 提出

提出者 笠松町議会議員 長野恒美

提出者 笠松町議会議員 安田敏雄

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。

この侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる明白な国際法違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であり、本議会はこれを厳しく非難する。

力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を脅かす行為であり、断じて認められるものではなく、ロシアは、ウクライナに対する攻撃を即刻停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

また、我が国は残忍な核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言を断固として許すわけにはいかない。

国においては、在留邦人の安全確保に努めるとともに、国民生活への影響対策について万全を尽くすことを要請する。

併せて、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを要請する。

以上決議する。

令和4年3月17日

岐阜県羽島郡笠松町議会